

働き方改革関連法 解説セミナー&個別相談会

2019年4月1日から順次施行される
働き方改革関連法について解説いたします。(概要は裏面参照)

Action

1

開催日時

平成31年2月8日(金)

<解説セミナー> 第1部 10時00分~12時00分
第2部 14時00分~16時00分
<個別相談会> 10時00分~17時00分

Action

2

開催場所

神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール
(神戸市中央区東川崎町1-1-3)

Action

3

対象者

企業の人事労務担当者等 (第1部: 先着200名 第2部: 先着200名)

Action

4

プログラム

<解説セミナー> (第1部・第2部とも同じ内容です。)

- (1) 労働時間法制の見直しについて (改正労働基準法等)
- (2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について (パートタイム・有期雇用労働法等)
- (3) 助成金等支援施策について

<個別相談会>

開設時間 10時00分~17時00分

- * 会場の受付周辺に相談ブースを設置いたします。
- * 法改正への対応や助成金の活用など、ご自由にご相談できます。

<参加申込について>
裏面の参加申込書にご記入のうえ、
FAXにてお申込みください。

主催: 兵庫労働局

共催: 兵庫県働き方改革推進支援センター



「働き方」が変わります! (働き方改革関連法の概要について)

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均**80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法 解説セミナー & 個別相談会 参加申込書【FAX:078-367-9050】

会社名 (団体名)

住所 (市区町)

担当者 (氏名)

TEL

氏名	役職名	参加希望回に○印を
		第1回・第2回・個別相談会
		第1回・第2回・個別相談会
		第1回・第2回・個別相談会

※上記 参加申込書をご記入の上、FAXにてお申込みいただくか、下記連絡先までお問い合わせください。
※お申込みいただきました個人情報は、当セミナー及び相談会のみ利用させていただきます。

【お問合せ先】

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3
クリスタルタワー15階

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課

担当：砂川・土開

電話：078-367-0700

FAX：078-367-9050

